

各位

2020年1月9日

maneo マーケット株式会社

代表取締役 佐藤 友彦

### 営業者 Crowd Lease に対する保全管理命令申立および破産申立のお知らせ

2019年10月15日付「maneo マーケット株式会社における基本方針についてのお知らせ」および2019年12月25日付「延滞案件の解消方針についてのお知らせ」（以下、「当社基本方針」といいます。）にて、当社における延滞債権の解消方針をお知らせいたしました。当社は延滞案件の早期解消に注力すべく、延滞案件の情報開示を延滞の発生している営業者に要請したところ、協力的な営業者がある一方で、頑なに情報開示を拒む営業者がございます。後者の営業者のファンドに関し、このまま十分な情報の開示がなされず、営業者からの報告のみの状況では対象債権の状況を把握できず、債権が悪化、ひいては投資家の皆様の元本毀損へつなぐと判断しております。

#### 1. 営業者株式会社 Crowd Lease に対する破産申立て、保全命令申立ておよび包括的禁止命令申立てについて

当社は新体制となって以降、営業者である株式会社 Crowd Lease 社（以下、「CL社」といいます。）への情報開示および CL 社の債権についてのパルティール債権回収株式会社（以下「パルティール」）への回収委託を提案し、延滞解消を図るための方策を検討するよう CL 社に依頼してまいりました。そのような中、CL 社からは当社が求める十分な資料開示も回収委託に関する回答も得られておりません。

当社は、このまま十分な回答が得られない状況では、投資家の皆様に対する情報開示ができないばかりか、債権の悪化を招き投資家の皆様の元本毀損へつなぐと考え、当社が保有する CL 社に対する債権を基に東京地方裁判所に破産手続開始の申立て、保全管理命令の申立ておよび包括的禁止命令の申立てを行い、1月7日、保全管理人が選任されました。

保全管理人：福田大助弁護士（山王シティ法律事務所）

保全管理命令とは、債務者（ここでは CL 社をいいます。）から財産の管理処分権を剥奪し、保全管理人に専属させることによって、債務者の財産の散逸を防止することを目的としたもので、裁判所は、破産申立があった場合、法人である債務者の財産の管理および処分が失当であるとき、その他その債務者の財産の確保のためにとくに必要があると認めるときは、利害関係人の申立または職権により、破産申立につき決定がなされるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができます（破産法 91 条 1 項）。

包括的禁止命令とは、裁判所は破産手続開始の申立てがあった場合において、中止の命令によっては破産手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるべき特別な事情があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、全ての債権者に対し、債務者の財産に対する強制執行等および国税滞納処分の禁止を命ずることができます（破産法 25 条）。

当社は破産手続において破産管財人が選任されることにより、裁判所管轄による公正な手続きが行われ、ひいては投資家の皆様の投資資金の回収が進行するものと判断しております。また、破産開始決定までの間にも債権の悪化は進んでいくと考えており、それを防ぐためにも保全管理命令も同時に申し立てております。

2. 本件に伴う情報開示について

今後、裁判の進捗の都度、適宜ホームページによるお知らせまたはメール配信等によりご報告をいたします。

以上

■本リリースに関するお問い合わせ

Mail : info@maneo-market.jp

FAX : 020-4664-4308